

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

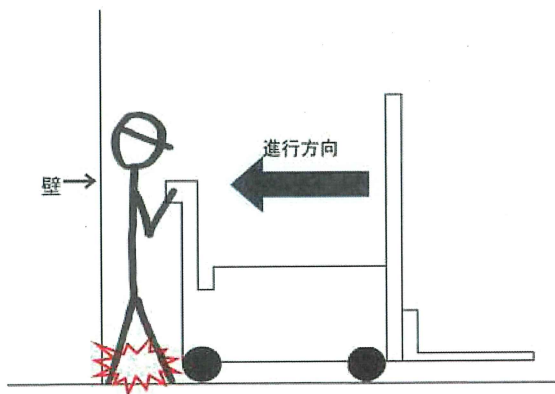
災害発生情報 No.160

令和8年2月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業 種	製造業	経験年数	1 年	年 齢	20歳代
発生年月	令和7年 11 月		発生時刻	14時台	
発生状況	歩行操作式のフォークリフトを作業終了後に定位置に戻そうとしたところ、速度を出したまま後進しつつ停車位置に向かったため、後方の壁と歩行操作式のフォークリフトの間に足を挟み骨折した。				
負傷の性質／部位	骨折／足		休業見込期間 若しくは死亡	14日	



(図は側方からのイメージ)

1 原因

- ・後進する際に後方の安全を確認しなかったこと
- ・発進操作その他走行の操作が不適用であったこと

2 対策

- ・激突や挟まれのおそれのある方向（壁面）へ後進しないようにすること
- ・停車位置に白線を引く等して明確なものとし、狭い場所としないこと などが考えられます。

（一般的な原因と対策を示したものであり、実例において不十分、不適当なところがあったと断じるものではありません）

◆安全衛生の窓◆

フォークリフトの定義は「荷を積載するフォーク、ラムなどの装置およびこれを上下させるマストを備えた動力付き荷役運搬車両」とされています（中央労働災害防止協会発行、フォークリフト運転士テキストより）。

また、歩行操作式のフォークリフトについては「問：ホーク等荷を積載する装置およびこれを上下させるマストを車体に備え、主として運転者が、歩きながら操縦する形式のいわゆるウォークーフォークリフトは運転者が乗車して操縦できる機構を有していると否とにかかわらずホークリフトに該当するものと解してよろしいか。答：貴見のとおり。（昭和44年5月14日付け基収第2267号）」とされており、フォークリフトに該当するものです。

類似する機器として、油圧式のフォークをパレット下に差し込み、油圧によりパレットを持ち上げて運ぶ手動式の荷役機器で「ハンドリフト」、「ハンドリフター」、「パレットジャッキ」等と呼ばれるものがありますが、これは規則に言うフォークリフトではありません。

しかし、既報No.142（刈払機）に記載のとおり、取扱いに際しての資格はなく、特別教育も不要であることのみをもって安全とは言えず、取扱いに際しては取扱説明書の記載によらなければなりません。

また、ハンドリフトを新たに導入する場合や機種の変更により操作方法に変更があった場合には、安衛則第35条にいう雇入れ時等の教育を行わなくてはならないことも、ご承知おきください。